

利用上の注意

1 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施しています。

3 調査の期日

平成 19 年 6 月 1 日を調査期日として実施しました。

なお、この調査は昭和 27 年に第 1 回調査を実施し、昭和 51 年までは 2 年ごとに、平成 9 年までは 3 年ごとに、以降 5 年ごとに調査を実施し、その中間年（本調査の 2 年後）に簡易調査を実施しています。

今回は 24 回目の調査にあたり、5 年ぶりの本調査となります。

4 調査の範囲

平成 19 年商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類 J - 卸売・小売業」に属する事業所を調査の対象としています。

調査は、公営、民営の事業所を対象としています。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象としています。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内、有料道路内）の中にある別経営の事業所についても調査の対象としています。ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としていません。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象としています。

については、平成 19 年調査より調査を開始しています。

5 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など）を販売する事業所

製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務のみを行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とします。

商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とします。

主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。

「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

個人用(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業{大分類Q - サービス業(他に分類されないもの)}とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしません。

製造小売事業所(自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

(4) 従業者及び就業者

平成19年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、**就業者**とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいいます。

「**個人業主**」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいいます。

「**無給家族従業者**」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいいます。

「**有給役員**」とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者をいいます。

「**常用雇用者**」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいいます。

(ア) 期間を定めずに雇用されている者

(イ) 1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者

(ウ) 平成19年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

「**臨時雇用者**」とは、常用雇用者以外の雇用者で1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

「**他からの派遣従業者**」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請として別経営の事業所から来て業務に従事している者をいいます。

「**従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者**」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請として別経営の事業所の業務に従事している者をいいます。

(5) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めません。

(6) その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動(商品販売額)以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含みます。

(7) **商品手持額**

平成 19 年 3 月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額(仕入時の原価による)。

(8) **セルフサービス方式(小売業のみ)**

セルフサービス方式とは、

客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること

店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること

売場の出口などに設置されている精算所(レジ)において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

の 3 つの条件を兼ねている場合をいいます。

「セルフサービス方式採用」の事業所とは、上記条件による販売を売場面積の 50 %以上で行っている事業所をいい、例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがあります。

(9) **売場面積(小売業のみ)**

平成 19 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗(テナント)分は除く)をいいます。

ただし、牛乳小売業、自動車(新車・中古)小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていません。

6 その他

(1) 年間商品販売額、商品手持額及びその他の収入額の産業分類別数値については、各単位ごとに四捨五入表示を行っているため、数値の積み上げが合計値と必ずしも一致しない場合があります。

(2) 本文中及び統計表中の「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない場合があります。

(3) 統計表中の記号については、次のとおりです。

「 」…事業所数が 1 又は 2 に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所。

また、事業所数が 3 以上に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿としています。

「 - 」…該当する数値がない

「 0 」及び「 0.0 」…四捨五入による単位未満

「 」…マイナスの数値

(4) この調査結果は、愛媛県の独自集計による数値であり、経済産業省が公表している数値と異なる場合があります。

(5) この統計表に掲載された数字を他に転載する場合は、「平成 19 年愛媛の商業」による旨を明記してください。